

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2012-4

ハイライト:

| | |
|-------------------------|---|
| 韓米FTA発効で変わる特許・商標制度 | 1 |
| パテントトロール、金融・流通業にまで無差別訴訟 | 2 |
| 放射性物質の除去技術に関する特許出願活発 | 3 |
| ナノインプリント技術の特許増加 | 4 |
| SKハイニックスが公式発足 | 4 |
| グローバル化学企業、韓国にR&Dセンター開設 | 5 |



特許制度

韓米FTA発効で変わる特許・商標制度

韓国特許庁は、昨年11月22日に国会で批准された韓米FTAが、両国間の移行協議を経て、2012年3月15日から発効したことにより、特許・商標分野でも特許権存続期間の延長、音・匂いの商標の導入等、新たな制度が施行されることを明らかにした。

◇商標関連の分野＝音・匂い等肉眼で見えないものも商標として登録可能

音の商標の代表的な例は、「インテル」の効果音や、「MGM」のライオンの鳴き声、匂いの商標は「レーザープリンタのトナー」のレモンの香のようなものである。

音・匂いが商標として登録されるためには、肉眼で見える商標とは異なる要件が必要である。「肉眼で見えない

音・匂いを「肉眼で見えるように」視覚的に表現しなければならない。

このような視覚的表現があつてこそ、商標の保護範囲が確定され、一般人にも公開できるためである。

品質、原産地、生産方法等の特性を証明する「証明標章」も、商標の形態に追加される。

また、専用使用権の登録義務制度を廃止し、専用使用権を登録しなくても効力が発生するようにして、商標権者の選択により、5千万ウォンの範囲内で法院が認める金額の損害賠償を受けることができるようにする法廷損害賠償制度が導入される。

◇特許、実用新案分野＝登録遅延による特許権存続期間の延長制度が導入され、審査処理が遅れて特許登録が遅くなった場合、遅れた期間だけ特許権の存続期間が延長される。

出願人が自らの発明を学術誌の発表等を通じて公開した場合、従前は公開後6ヶ月以内に出願しなければならなかったが、12ヶ月以内に出願すれば特許を受けることができる。

特許発明が一定期間(最小5年)国内で実施されてい

いという理由のみで特許権を取り消していた「特許権取消制度」も廃止される。

また、特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律全てに「秘密維持命令制度」が導入され、訴訟手続きを通じて知ることになった営業秘密に対して、法院が当事者等に公開できないように秘密維持命令を下すこともできるようになる。

特許庁のある関係者は、「新たな制度の施行により、特許権者の権利行使期間が実質的に保障され、企業の商標選択の範囲が広くなり、企業の競争力を高める一方、民事訴訟の過程で提出された書類に含まれている営業秘密に対する保護が強化される等の効果があるであろう」と述べた。



技術分野が同一の比較対象発明から容易に導き出せる構成であるため、進歩性がないとした事例

2009. 01. 16. 付宣告2008HE02114判決

[事実関係]

本事件特許発明は、液体放出及び液体交換の特性を有するポリウレタン発泡組成物に関するものである。原告は、本事件特許発明は、新規性、進歩性及び記載不備の無効事由があると主張しながら、登録無効審判を請求した。

特許審判院は、本事件特許発明に対して新規性及び進歩性が認められるだけでなく、明細書の記載不備の事由がないという理由で、原告の上記審判請求を棄却する本事件審決を下し、この審決に対する取り消しを求める事案である。

[本案争点]

1. 本事件特許発明に進歩性があるかどうか。
2. 本事件特許発明が記載不備に該当するかどうか。

[法院の判断]

1. 本事件特許発明と比較対象発明は、いずれもポリウレタン発泡組成物であって、医療用や生物学用に使用されるという点で技術分野が同一である。傷のドレッシングまたは止血性、細菌発育阻止性等の機能がある発泡組成物を提供するという目的は、比較対象発明の一部(2、4)と同一であり、外部液体を吸収した後、補助剤を放出する目的も、比較対象発明(3、4)と同一である。

2. 請求項第1項は、①プレポリマー、親水剤、補助剤、湿潤剤、水からなるIN-SITU反応生成物を構成(1)とするが、この構成の殆どは比較対象発明2と実質的に同一であり、もう一つの補助剤に関する構成は比較対象発明1と実質的に同一

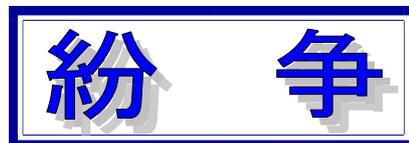
である。②構成2は、親水性発泡組成物の性質に関する構成であって、比較対象発明2と同一であるが、補助剤を放出することができるかに関しては、比較対象発明2に全く言及されていないという点で多少相違する。しかし、比較対象発明2に比較対象発明(1、3、4)のうちいずれかを結合して容易に導き出せる。③結果、請求項1の発明は、比較対象発明から構成を容易に導き出せる。

④請求項2～4の発明は、請求項1の発明のプレポリマーをさらに限定した従属項であって、特徴的構成であるプレポリマーの種類は周知・慣用の技術であり、また別の特徴的構成である組成比に関する数値限定は、通常の技術者が選択して行える単純な数値限定であって、いずれも技術的特異性はない。残りの請求項5～49の発明は、請求項1の発明を限定した従属項であったり、従属項の従属項であって、これもまた技術的特異性はない。

3. 本事件特許発明の作用効果は、比較対象発明(3、4)と実質的に同一であったり、それから予測できる程度に過ぎない。

4. 本事件特許発明は、技術分野が同一である比較対象発明から技術構成を全て導き出せ、目的と作用効果も同一であったり予測できる程度に過ぎず、進歩性がないので、原告の残りの主張を見る必要がなく、登録は無効である。

5. それゆえ、これと結論が異なる本事件審決は違法であるので、原告の請求を認容する。



**パテントトロール、
金融・流通業にまで無差別訴訟**

「パテントトロール(patent troll)」と呼ばれる特許専門会社の訴訟攻撃が、情報技術(IT)業種から製造・小売等全産業に拡散している。ITメーカーが積極的に特許防御に乗り出すやいなや、新たなターゲットを探し始めたためである。米国政府がパテントトロールの訴訟乱発を防ぐために特許法を改正したが、訴訟の増加を防ぐことはできていない。IT業種では、昨年よい実績を達成したアップルとサムスンが、パテントトロールから最も多くの訴訟を起こされた。

◆訴訟が多分野に拡散

米国の特許調査会社である「Patent Freedom」によると、2010年と2011年の2年間でパテントトロールは7,470件の特許訴訟を提起した。このうち、製造業、金融サービス業などIT以外の業種の会社を相手にしたものは4,400件である。パテントトロールの全体の訴訟のうち52%に達する水準で、IT以外の業種に対する訴訟の比率が半分を超えたのは初めて

である。Patent Freedomは、「ソフトウェア、半導体などハイテク産業に集中していた特許訴訟が技術消費者に拡散するのに伴って現れた現象である」と説明した。

たとえば、アップルがアプリケーション関連の特許を盗用したと判断すれば、過去のパテントロールはアップルにのみ訴訟を提起していたが、最近は多数のアプリケーション開発者にも訴訟を繰り広げ始めている。

パテントロールから訴訟を起こされた会社は、電子業種が2,773社(累積基準)と最も多く、小売業種が2,724社とその後が続いている。また、金融サービスと自動車及び運送業種も1,442社で、半導体業種よりも多くの訴訟を起こされた。さらに、農業とホテルサービス業種も1,438件に達している。これらはIT会社から技術を導入して活用し、訴訟に巻き込まれた。

パテントロールの訴訟の乱発を防ぐために、米国政府は特許法を改正した。1件の訴訟に多数を被告とすることができないように、原告が特許違反の共通点を証明するようにしたものである。しかし、ワシントンで発行されている「ロージャーナル」によると、パテントロールは昨年9月中旬に新たな法が発効された以降も、400件余りの個別訴訟を提起した。Patent FreedomのDaniel McCurdy会長は、「改正法は訴訟の減少には助けになるであろうと思われるが、大きな効果をもたらすのは難しい」と評価した。

◆IT業界の訴訟は依然

パテントロールは、昨年企業等を対象に4,602件の訴訟を提起した。2010年に比べ18.9%増えたもので、史上最高であった。個別企業の中ではアップルとサムスンがそれぞれ42件と最も多くの訴訟を起こされた。サムスンに対する訴訟は、前年に比べ二倍に急増し、アップルは被訴訟数を基準に3年連続1位にとなった。LGは28件の訴訟を起こされ、モトローラ、ソニー、デル等も30件余りの訴訟に巻き込まれた。

流通企業に対する訴訟も急増した。世界最大のオンラインショッピングモールであるアマゾンに対する訴訟は、前年の18件から33件と大きく増えた。米国最大の電子製品量販店であるベストバイとウォルマートも、それぞれ16件と14件の特許侵害訴訟を起こされた。

また、ゲーム関連の特許訴訟も相次いでいる。フェイスブック、ジンガ、PlayPCなどは、最近、Game LLCという会社からソーシャルゲームに関する訴訟を起こされた。任天堂もパテントロールと訴訟を繰り広げている。

出願動向

放射性物質の除去技術に関する 特許出願活発

日本の大地震による福島原発事故から1年を迎えたが、被害地域の復旧が依然進んでいない中で、最近放射能に汚染された施設、土壌等から放射性物質を除去する技術に対する特許出願が活発となっている。

特許庁によると、放射性物質を除去する技術に関する特許は、最近10年間で170件が出願されている。

特に、2002～2005年は毎年9件程度に留まっていたが、2006年から2011年まで毎年23件程度が出願され、急増している。

技術分野別では、▲切削工具を用いて、汚染された施設、土壌の表面を直接切り出す機械的方法(82件、48%)、▲試薬で化学反応を起こして、汚染物質を分離する化学的方法(66件、39%)、▲汚染された土壌等に電極を挿入、電流を流して汚染物質を分離する電気化学的方法(22件、13%)の順に出願件数が多かった。

出願人は、内国人が85%(145件)を占め、韓国も相当の技術力を蓄積していると評価されている。

このうち、電気化学的方法は、2007～2009年に内国人により多く出願され、韓国の一部企業がこの技術を用いて、福島放射性物質の除去作業に参入しようとしたが、日本側の事情により参入が保留された状態である。

放射性物質は、燃やしたり中和させて化学的形態を変化させても、放射能がなくなることはなく、その半減期は普通数十年に至る。従って、汚染された施設、土壌等の表面から除去した放射性物質は、原則的にすべて回収した後、固体化して隔離させなければならない。

代表的な固定化技術としては、放射性物質をガラス構造と結合させて安定した形態で閉じ込めておくガラス固化技術があり、固体化した放射性物質は、地下処分場で長期間効率的に管理できる。

特許庁の関係者は、「原発事故の可能性が常に存在するため、迅速且つ効率的に対処できる技術開発が持続的に行われなければならない」と述べた。

ナノインプリント技術の特許増加

パターンが刻印されたスタンプを高分子溶液につけて印刷した後、焼いて微細回路パターンを形成するナノインプリント (nano-imprint) 技術が注目されている。

韓国特許庁によると、ナノインプリント関連の特許出願は2002年まで8件に過ぎなかったが、2003年から2009年まで計482件が出願され、増加し続ける傾向にある。

半導体微細回路パターンの形成において中核装置である露光装置は、天文学的な高価品であって、少数の外国企業が独占している分野である。ナノインプリント技術は、高価の精密光学装置を使用する露光工程に比べ、安価ながらも、数ナノレベルの高解像度パターニングを可能にする技術である。

出願国家別では、韓国52%、米国と日本がそれぞれ24%と21%を占めている。

出願人別では、大企業45%、中小企業23%、研究所16%、大学15%の順となる。大企業は、ナノインプリント技術を適用した半導体素子等応用製品の具現に関する出願が多く、中小企業と研究所はナノインプリント装置に関する特許出願が多いことが分かった。

韓国では、韓国機械研究院がナノインプリント装置の生産性の向上に力を入れており、またLG電子は、LEDの光結晶パターンをナノインプリント技術に具現する技術を開発した。

中小企業の場合、特許では劣っているものの、N&D、LIG ADP等でナノインプリントの工程装置を開発して市販している。

ナノインプリント技術は、既存のメモリ半導体製造以外に、次世代ディスプレイ、ハードディスク、LED及びナノバイオ製品など適用範囲が広がっている。この技術を利用すれば、多品種少量のナノ製品の半導体事業が可能となり、大企業中心の半導体産業から中小企業が主導することのできる基盤技術として、関連特許出願の持続的増加が予想される。

電子・半導体

SKハイニックスが公式発足

世界2位のメモリ半導体メーカーであるハイニックスが、「SKハイニックス」として公式発足した。SKハイニックスは3月26日、京畿道利川市所在の本社で役員2,000名余りが参加した中、発足式を開き、「世界最高の半導体メーカー」に跳躍するための新たな出発を宣言した。

SKハイニックスが公式発足したことにより、SKグループはエネルギー、情報通信に続き、半導体という第三の成長軸を確保することになった。

SKハイニックスは、SKグループに合流したことにより、メモリ半導体を超え、総合半導体メーカーに領域を広げるつもりである。特に、PCからスマートフォン、タブレットPC等モバイルを中心に情報技術 (IT) 産業が急激に移っていくことにより、事業分野も、モバイルD-RAM、NANDフラッシュ、CMOSイメージセンサ (CIS) 等モバイルソリューションを中心に再編する計画である。現在、売り上げの約40%であるモバイルソリューションの比重を2016年までに70%水準にまで引き上げる予定である。

SKハイニックスは、1983年「現代電子産業株式会社」として発足し、1999年LG半導体を吸収した後、2001年ハイニックス半導体に社名を変えた。また、2000年の流動性危機の後、2001年10月から債権金融機関が共同管理し、昨年11月にSKテレコムが吸収契約を締結した。

サムスン電子、北米のAV市場攻略

サムスン電子は、米国にハイブリッド真空管アンプが適用されたオーディオドック (Audio Dock)、ブルーレイ3Dホームシアター、7.1チャンネルのホームシアター等を発売し、米国を筆頭にAV (Audio & Video) 市場の攻略に力を入れることを明らかにした。

サムスン電子は、昨年北米市場で33.9%と32.4%の市場占有率で1位を占めたホームシアター (HTS) とブルーレイプレイヤー (BDP) に続き、今年新たに発売するオーディオドックも1位を達成して、米国AV市場での1位の座を確かなものにするという戦略である。

今回披露したオーディオドック「DA-E750」は、真空管アンプの豊富な音響とデジタルアンプの鮮明さが調和されたハイブリッド真空管アンプを適用したことが特徴である。

また、サムスン電子のギャラクシーシリーズ、アップルのiPhone等と互換するマルチドックシステムを備えて、連結性を向上させ、ギャラクシーシリーズは「All Share Play」で、アップルの製品は「Air Play」を通じ、無線でオーディオファイルを再生することができる。

さらに、ホームシアター部門は、「HT-E6730W」、「HT-E6500W」にハイブリッド真空管アンプを適用し、「Crystal Amp Plus」の技術を加えた。

サムスン電子北米総括ホームエンタテインメント事業部のJoe Stinziano専務は、「米国のホームシアターとブルーレイプレイヤー市場での1位に続き、今年新たに進出するオーディオドック市場でも1位を達成して、北米AV市場で1位を取るつもりである」と述べた。

化学・金属・生命工学

グローバル化学企業、 韓国にR&Dセンター開設

グローバル化学企業が韓国に続々と研究開発センターを構築するなど、韓国がR&Dの本拠地として急浮上している。

業界によると、ドイツのワッカー (WACKER) と米国のダウ・ケミカル (Dow Chemical) は、3月にそれぞれ板橋と華城にR&Dセンターを開設した。デュポン코리아 (Dupont Korea) は昨年、盆唐に「イノベーションセンター」を開設した。

外資系化学企業の関係者は、「韓国は自動車・電気電子・化学・造船事業等が均等に発達し、多様なアプリケーションの適用及びテストが可能である」とし、「中国や近隣のアジア国家とのコミュニケーションが有利な地域であるという点なども、R&Dの投資においてメリットである」と述べた。

ドイツのミュンヘンに本社を置く化学企業ワッカーは3月5日、城南市の板橋テクノパレーに「ワッカー코리아技術研究所」を開設した。同研究所は延面積3,600㎡規模で設立、研究員は14名で、人員補強する予定である。

また、電気電子産業に応用されるシリコン製品の開発に焦点を合わせる予定であり、顧客社の教育プログラムも設けられる。

ワッカーケミカル코리아の関係者は、「2014年までに韓国の研究開発部門に計100億ウォンを投資する計画である」とし、「特に、シリコン技術研究所はアジア地域では唯一の開発センターで、韓国での成長のためには重要である」と述べた。

米国系グローバル化学企業のダウ・ケミカルは3月21日、京畿道華城に「ダウソウルテクノロジーセンター (DSTC)」を開設した。

韓国ダウケミカルは、このセンターを半導体及びディスプレイ分野の顧客との戦略的接点地域として構築、技術開発及び支援のための本拠地に活用する方針である。DSTCの中核研究分野は、ディスプレイ・半導体・新成長事業部傘下の▲リソグラフィ▲OLED▲ディスプレイケミカル (LCD材料) ▲アドバンスドチップパッケージング等である。

センターには、最先端の研究施設とクリーンルームをはじめとした化学及びアプリケーション研究所を完備している。300名以上の研究員が収容可能であり、延面積2万3千782㎡ (約7,200坪) の敷地に地下2階、地上5階の建物が建てられた。

韓国ダウケミカルの関係者は、「R&Dセンターの新設をきっかけに、急成長する産業と顧客のための新技術の開発に力を注ぐつもりである」とし、「今回のDSTCの開設を通じ、営業・生産・R&Dをすべて備えることになり、顧客とパートナーが緊密に協力するであろう」と述べた。

また、デュポン코리아は昨年、京畿道盆唐に顧客との密着マーケティングのための「イノベーションセンター」を開設した。

デュポンイノベーションセンターは、イノベーションスペース (Innovation Space) ・コラボレーションスペース (Collaboration Space) ・応用ソリューションスペース (Application Solution Space) ・ワークステーション (Work Station) 等の空間で構成されている。

デュポン코리아の関係者は、「急変する市場のニーズにリアルタイムで対応し、韓国の顧客社と相互発展しようとする意志の表現である」とし、「電子・自動車・建設・バイオ産業・エネルギー分野の韓国企業に、デュポンが持っている最高の技術力とグローバルネットワークを通じ、リアルタイムで協力支援するつもりである」と述べた。

これ以外にも、ベルギーの化学企業ソルバー (Solvay)、日本の東レ (Toray)、ドイツのメルク (Merck) 等も既に韓国にR&Dセンターを稼働させている。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr